平成27年度九大規程第43号制 定:平成27年12月 3日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学亭舎(以下「亭亭舎」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 亭亭舎は、九州大学(以下「本学」という。)における学生及び職員の福利厚生 活動の活性化を図るとともに、学生及び職員等の交流と情報交換を促進し、本学の教育研 究活動の充実に資することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 亭亭舎に管理運営責任者を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名 する者をもって充てる。

(使用者の範囲)

- 第4条 亭亭舎を使用できる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 本学の学生及び職員
- (2) 本学の学生又は職員が所属する団体の構成員
- (3) その他管理運営責任者が適当と認めた者 (使用時間)
- 第5条 亭亭舎の使用時間は、本学の授業等で使用する場合を除き、次のとおりとする。
- (1) 平日 午前8時から午後4時まで、及び午後5時から午後9時30分まで
- (2) 土曜日 午後1時から午後9時30分まで

(休業日)

- 第6条 亭亭舎の休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
  - (4) その他管理運営責任者が定める日

(使用許可)

第7条 亭亭舎の使用を希望する者は、使用予定日の1カ月前から1週間前までに所定の使用申込書を提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。ただし、平日の午前8時から午後4時までの使用については、この限りでない。

(適正な使用)

第8条 亭亭舎を使用する者(以下「使用者」という。)は、この規程及び第11条に規 定する管理運営責任者が定める事項(以下「規程等」という。)を遵守し、適正に使用 しなければならない。

- 2 管理運営責任者は、使用者が、規程等及び許可条件に違反したときは、使用を中止させ、 又は許可を取り消すことができる。
- 3 前項の使用の中止又は許可の取り消しによって生ずる損害については、本学はその責め を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者が、その責に帰すべき事由により亭亭舎の施設、設備及び備品等を滅失、 破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

- 第10条 亭亭舎の管理運営に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。 (雑則)
- 第11条 この規程に定めるもののほか、亭亭舎の管理運営に関し必要な事項は、総長の 承認を得て、管理運営責任者が別に定める。

附則

この規程は、平成27年12月3日から施行する。